

電源開発株式会社「竹原火力発電所新1号機設備更新計画
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成25年11月15日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、電源開発株式会社「竹原火力発電所新1号機設備更新計画環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：広島県竹原市
原動力の種類：汽力
出 力：60万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成22年12月21日
住民意見の概要等受理	平成23年 2月25日
広島県知事意見受理	平成23年 5月 2日
経済産業大臣勧告	平成23年 6月15日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成25年 5月14日
住民意見の概要等受理	平成25年 7月29日
広島県知事意見受理	平成25年10月25日
環境大臣意見受理	平成25年10月28日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、榎福

電話：03-3501-1742（直通）

【電源開発株式会社「竹原火力発電所新 1号機設備更新計画
環境影響評価準備書」に対する勧告内容】

1. 総論

排ガス処理設備の適切な運転管理及び点検、工事中及び稼働中の騒音及び振動対策、工事中及び稼働時に発生する排水の管理、海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場への配慮並びに石炭灰等の廃棄物の適正処理等の環境保全措置を適切に講じること。

2. 温室効果ガス

- (1) 本設備は、現時点で最新鋭の発電技術（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical）発電方式、熱効率（発電端）42.8パーセント（高位発熱量基準））と認められることから、本設備の二酸化炭素排出原単位が石炭火力として最も低い水準である間、本設備の利用率をできる限り高い水準に保つことにより、事業者として二酸化炭素の排出削減を一層図ること。
- (2) 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省）を踏まえ、電力業界全体の実効性のある取組が確保されるための枠組が構築されるまでの間は、「(a) 事業者が、枠組が構築されれば遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこと」及び「(b) 事業者（入札を行う場合は入札事業者）が自主的取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じること」を満たすこと。また、当該枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- (3) 本設備は2050年においても稼働していることが想定されることから、「第四次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」との国の長期目標との整合性を確保するため、将来の二酸化炭素回収・貯留（CCS:Carbon Dioxide Capture and Storage）の導入に向けて、設置までのスケジュール等を念頭におき、国の検討結果を踏まえて、本発電所に二酸化炭素分離回収設備を設置するための所要の検討を行い、必要な措置を講じること。また、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減

対策についても継続的に検討を進めること。

3. 大気環境

今後、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の拡散状況や寄与濃度を予測できる精度の高い手法が確立された際には、必要な調査及び影響予測を行い、本発電所からの影響が大きい場合には、大気保全に関する必要な措置を検討し、実施すること。

4. その他

これらの環境保全措置を講じた上で、本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。